

## 高知市子育て支援企業認定促進給付金給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、仕事と子育ての両立支援に関する企業の取組を促進し、若者の企業定着及び出生数の増加を目的として、国及び県が実施する子育てサポート企業の認証又は認定（以下「認証等」という。）を受けた事業者に対し、高知市子育て支援企業認定促進給付金（以下「給付金」という。）を給付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において給付金とは、前条に規定する目的を達成するために、高知市子育て支援企業認定促進給付金として本市によって贈与される給付金をいう。

(給付の対象となる認証等)

第3条 給付の対象となる認証等は、次に掲げる認証等とする。ただし、令和7年10月2日以後に受けた認証等であって認証等の日から6か月以内のものに限る。

- (1) 高知県ワークライフバランス推進企業認証制度における男性育休推進部門（以下「男性育休推進」という。）の認証
- (2) 厚生労働大臣の「くるみん認定」、「プラチナくるみん認定」、「トライくるみん認定」及びそれらの「プラス認定」（以下「くるみん等」という。）のいずれかの認定

(給付対象事業者)

第4条 給付金の給付の対象となる事業者（以下「給付対象事業者」という。）は、市内に活動拠点を置き、事業活動を行い、かつ、常時雇用する労働者を有する企業、法人及び団体とする（国及び地方公共団体を除く。）。

2 前項の規定にかかわらず、給付対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、給付金の給付の対象としない。

- (1) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号。以下「規則」という。）第4条各号のいずれかに該当すると認められるとき。
- (2) 本市の市税を滞納しているとき。

(給付金額及び給付限度回数)

第5条 給付金額は予算の範囲内において別表に定めるとおりとし、給付回数は給付対象事業者1者につき同表に定める認証等の種類ごとに1回限りとする。

(給付金の給付申請)

第6条 給付対象事業者は、給付金の給付を受けようとするときは、高知市子育て支援企業認定促進給付金給付申請兼請求書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(給付の決定及び給付金額の確定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、給付金の給付の可否を決定し、適当と認めたときは、給付すべき給付金額を確定し、高知市子育て支援企業認定促進給付金給付決定兼給付金額支払通知書（様式第2号）により当該申請をした給付対象事業者に通知するとともに給付金を給付するものとし、適当でないと認めたときは所定の子育て支援企業認定促進給付金給付却下通知書により当該給付対象事業者に通知するものとする。

2 市長は、給付金の給付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(給付金の給付決定の取消し)

第8条 市長は、前条第1項の規定により給付金の給付決定を受けた給付対象事業者（以下「給付事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当したときは、給付金の給付決定の全部又は一部を取り消すことが

できる。

- (1) 偽りその他不正の手段により給付金の給付を受けたとき。
- (2) 規則第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 給付金に係る認証等が、認証等時に遡って取り消されたとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、給付金の給付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、第7条第1項に規定する給付決定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、所定の子育て支援企業認定促進給付金給付決定取消通知書により給付事業者に通知するものとする。

(給付金の返還)

第9条 市長は、前条第1項の規定に基づき給付金の給付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に給付金を給付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(調査等)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、給付事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、給付金の給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和10年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第8条から第10条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表 (第5条関係)

認証等の種類	男性育休推進	くるみん等
給付金額	10万円	30万円